

須磨離宮公園レストハウス運営事業者募集要項



平成30年 5月

公益財団法人 神戸市公園緑化協会

須磨離宮公園レストハウス運営事業者募集要項目次

1. 募集の目的	P1
2. 募集概要	
(1) 須磨離宮公園の概要	P1
(2) 募集内容(区域面積等)	P4
(3) レストハウスの概要	P4
3. 出店にあたり必要となる工事の負担区分	P4
4. 出店条件	
(1) 契約先と出店形態	P5
(2) 事業期間	P5
(3) 営業時間	P5
(4) 定休日	P5
(5) 事業主体	P5
(6) 営業許可の種別	P5
(7) 営業に関する遵守事項等	P5
5. 店舗設置に関すること	
(1) 店舗構造	P6
(2) 店舗設計	P6
(3) 設置範囲	P7
(4) 店舗広告	P7
6. 事業者公募に関するコンセプト	
(1) 事業コンセプト	P7
(2) 公募事業の考え方とターゲットイメージ・シーン等	P7
7. デザインに関する基本的事項	
(1) 色彩等	P7
(2) サイン・看板等	P7
8. 事業の中止、原状回復義務・補償	
(1) 事業の中止(契約解除)	P7
(2) 原状回復義務について	P8
9. 社会貢献等・環境への配慮に関すること	
(1) 地域貢献についての提案	P8
(2) 社会貢献についての提案	P8
(3) 環境への配慮についての提案	P8

10. 事業者経費負担(経済条件)

(1)レストハウス使用料	P8
(2)臨時及びイベント時使用料	P8
(3)保証金	P9
(4)店舗内装設備等の整備費及びそれに関する費用	P9
(5)飲食店舗運営費・維持管理費	P9
(6)原状回復費用.....	P9

11. 法令等の遵守

P9

12. 募集方法

(1)応募資格	P9
(2)スケジュール	P10
(3)応募方法	P10
(4)ヒアリング	P12
(5)応募書類(一覧リスト)	P13
(6)応募書類作成上の留意事項	P13
(7)出店企画提案書作成にあたっての留意事項	P14
(8)応募書類の取扱い	P14

13. 事業者の選定について

(1)事業者の選定方法	P14
(2)評価基準	P15
(3)ヒアリングの実施	P15
(4)選定結果の通知	P15
(5)選定結果の公表	P15

14. 募集・選定に関する留意事項

P15

15. 営業開始予定

P15

16. 契約書等の締結等

P16

17. 問合せ先(事務局)

P16

須磨離宮公園レストハウス運営事業者募集要項

1. 募集の目的

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）は、神戸市から指定を受けた指定管理者の代表者として、須磨離宮公園（以下「本公園」という。）の管理運営を行っています。

本公園は、「花緑と歴史と眺望のオアシス」をめざし、四季折々に楽しめる花木園、恵まれた眺望や変化に富んだ造形美、「武庫離宮跡」など、貴重なロケーション、歴史・文化性を有するとともに、バラ園、観賞温室、子供の森などの魅力的な施設が多いことから、多様な体験ができる総合公園として市民に親しまれています。

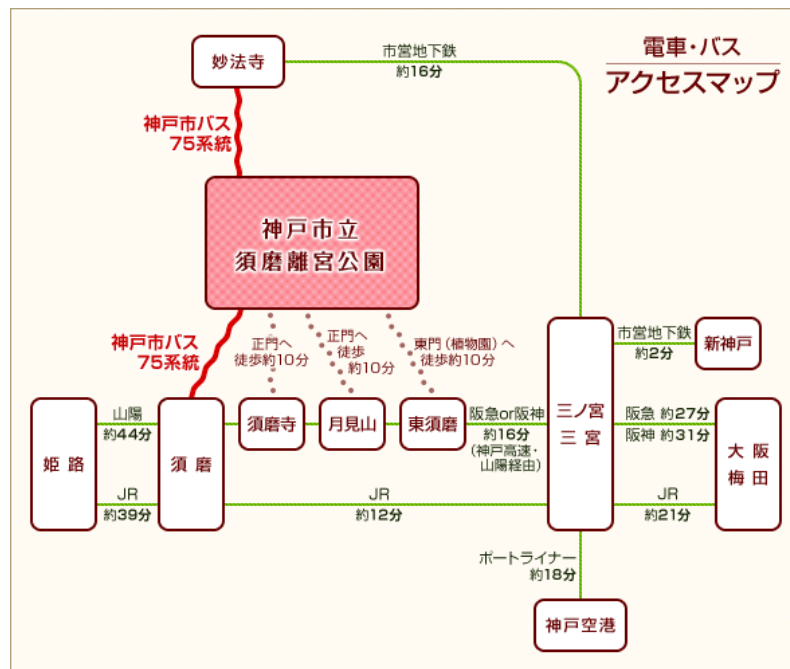
本募集要項の対象としているレストハウスは、本公園のシンボルとなっており、建物内からの眺望もすぐれた施設ですが、さらなる魅力アップと利用者ニーズに合った飲食店営業を行うことができる事業者を公募いたします。応募者の自由な発想かつ実現可能なアイデアにより、レストハウスだけでなく、本公園全体の活性化や魅力向上につながる提案を期待しています。

2. 募集概要

(1) 須磨離宮公園の概要

①所在地

兵庫県神戸市須磨区東須磨 1-1



最寄り駅 山陽電車「月見山駅」より北西へ徒歩約 10 分

山陽電車「須磨寺駅」より北へ徒歩約 10 分

山陽電車「東須磨駅」より西へ徒歩約 10 分

②主な施設

レストハウス(RC 造 2 階建)延べ床面積 384 m²



観賞温室+喫茶(RC鉄骨ガラス造 2 階建)延べ床面積 660 m²



和室(木造平屋建):面積 210 m²



潮見台休憩所:面積 148 m²



③休園日

毎週木曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)

④その他基礎データ

敷地面積:23ha(有料区域)

開園時間:9:00～17:00(入園は16:30まで) ※夏季・紅葉シーズンは夜間開園

年間入園者数:約30万人

入園料:15歳以上400円、小・中学生200円

駐車場:本園有料駐車場272台、植物園有料駐車場(予約制)乗用車のみ22台

(2) 募集内容(区域面積等) ※【添付資料⑤ 委託区域・管理運営区域図】を参照

対象施設: レストハウス

委託区域  面積 233 m²

管理運営区域  面積 107 m²

使用可能区域  面積 219 m²

(3) レストハウスの概要

建物: 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 384 m²

設備: 電灯(100V)～20KVA (既存負荷含む-既存負荷状況は現場確認のこと)

動力(200V)～100KVA (既存負荷含む-既存負荷状況は現場確認のこと)

プロパンガス 有

水道引込 有

排水トラップ会所 有(厨房区画内)

厨房排気量 口径 300Φ × 風量 36.5 m³/min

(軸流送風機 回転数 2,000VP m³Φ200 × 1/2 馬力)

空調 既存置き式 AC

※詳細については現地説明会にてご確認ください。

3. 出店にあたり必要となる工事の負担区分 ※詳細は【添付資料⑨ 工事区分表】参照

工事内容	負担区分		備考
	事業者	協会	
建物躯体工事	×	—	今回は発生しません
建物内装工事	○	×	
電気工事	○	×	一次側は協会で点検設置
給排水工事	○	×	同上
ガス工事	○	×	建物内配管・ガスボンベ配置は事業者
空調換気工事	○	×	既存より増設時は事業者
防災設備工事	×	○	
テラス・外構工事	○	×	管理運営区域内は事業者

4. 出店条件

(1) 契約先と出店形態

契約先 : 公益財団法人 神戸市公園緑化協会(須磨離宮公園指定管理者)

出店形態: 都市公園法第5条に基づく公園施設の管理許可建物内への出店

(2) 事業期間

契約締結日から平成 35 年 3 月 31 日までとします。

ただし、協会が本公園の次期指定管理者に指定されれば、さらに 5 年間の延長が可能です。

(3) 営業時間

本公園開園時間を基準とします。

(4) 定休日

定休日は本公園の休園日に準じます。

ただし、休園日以外にも協議の上、休業することも可とします。

※平成 30 年度の休園日は参考資料として、【添付資料⑩ その他須磨離宮公園詳細データ】参照

(5) 事業主体

管理許可に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできません。

事業者が自ら営業してください。

(6) 営業許可の種別

食品衛生法に基づく飲食店営業

(7) 営業に関する遵守事項等

① 営業の方法・内容

事業者は直営で飲食営業を行ってください。飲食営業に加え、付加的な事業提案を検討してください。

② メニュー企画

離宮公園の季節ごとのイベントを考慮したメニューを企画してください。

テイクアウトメニューを提案してください。

③ 須磨離宮公園オリジナル商品の共同開発・販売

オリジナルローズ「茜離宮」(商標登録予定)を使ったオリジナル商品を共同で開発し、レストハウスにて販売してください。

また、協会が委託した商品についてもレストハウスにて販売してください。

④ 防火管理

防火管理者を配置して、自衛消防隊に参加し、一次消火、消防署への通報等を行ってください。

⑤ ごみ回収

管理運営区域内のごみ回収は事業者が行うものとします。

⑥ 1 階エントランスホール・トイレの管理

一般来園者と共用となる 1 階エントランスホール内に授乳コーナー(4~5 m²程度)を確保し、トイレも含めた日々の清掃・クレンリネスを条件とします。

⑦ 2 階貴賓室・展示室の使用

貴賓室、展示室は使用できますが、協会での利用(平成 29 年度実績: 10 日)を優先してください。日々の清掃・クレンリネスを条件とします。

⑧ 会計システム

本公園では POS レジを使用しており、これと同じシステムの POS レジを貸与します。

⑨ イベント開催

事業者主催イベントを積極的に企画運営してください。

イベント開催経費は事業者の負担とします。

イベント内容によっては、協議の上、管理運営区域外の利用も可とします。

参加者から参加料を徴収する「有料」イベント開催も可としますが、その場合、行為許可申請を提出し許可使用料を納付してください。

※無料イベントは、協会との共催事業とし、許可申請は不要とします。

⑩ 公園内イベントへの出店

神戸まつり・須磨区イベントの「須磨音楽の森」などでの臨時出店(軽食、カフェ)を行ってください。

⑪ レストハウス以外での営業

多客期等に園内での臨時出店を可とします。この場合、行為許可申請を提出し、許可使用料を納付してください。潮見台休憩所、観賞温室等での営業も積極的に企画してください。ただし、イベント時等、屋外設置済のプロパンガス庫の周囲 2m 以内での火気使用はできません。

⑫ 団体予約への対応

ツアー客等団体予約に対応してください。

⑬ リニューアル工事

工事の実施にあたっては、本公園管理事務所の指示に従ってください。

十分な安全対策を行ってください。

開園時間中は工事車両の進入は不可とします。

建物外部工事は原則として休園日に行ってください。

5. 店舗設置に関すること

(1) 店舗構造

構造: RC 造地上 2 階建

(2) 店舗設計

店舗設計(サイン、看板、店舗装飾等を含む)は、事業コンセプト及びデザインに関する基本的事項に沿って行ってください。また、設計・仕様・工事方法について協会と協議し、承認を受けて

ください。

(3) 設置範囲

店舗等は、営業時に屋外に設置する椅子及びテーブル含め、全て管理運営区域内に納めてください。

(4) 店舗広告

園内での施設案内として、店舗名の掲示を可とします。店舗案内チラシ等を園内料金所（正門、駐車場、東門）に配置してください。

離宮公園の公式サイトでの企業バナー広告掲載（有料）も可とします。

6. 事業者公募に関するコンセプト

(1) 事業コンセプト



(2) 公募事業の考え方とターゲットイメージ・シーン等

平日は近隣の人々（ママ友、シニア層、神戸女子大学等大学生）にとって、日常の憩いの場として、休日はわざわざ須磨エリアを訪れる人々（ファミリー、母娘、カップル）にとって、特別な時間でありながらアットホームな場を提供する。

7. デザインに関する基本的事項

(1) 色彩等

レストハウスは、本公園のシンボルとなっていることから、店舗等のデザインにおいては「神戸市都市景観形成基本計画」で示されているとおり、建築物や工作物、さらに案内板、ベンチなどについても、周辺環境に調和するように形態・色彩・材料および配置を考慮してください。

(2) サイン・看板等

神戸市屋外広告物条例を遵守してください。

8. 事業の中止、原状回復義務・補償

(1) 事業の中止（契約解除）

事業期間中であっても以下に該当した場合には、いかなる事由があっても事業を中止（契約を

解除)することがあります。ただし、協会は事業者に対し、損害等の一切の補償は行いません。

- ・当該施設を対象に、都市公園法第 27 条の規定に基づく監督処分を受けた場合
- ・事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難になった場合
- ・協会が神戸市から指定管理者の指定を取り消されたとき、又はレストハウスの管理許可を神戸市から取り消された場合

また、以下に該当した場合には、協会はただちに契約を解除するとともに契約書に定める違約金を事業者に請求します。

- ・応募資格に虚偽、違反する事象が判明した場合
- ・事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当が判明した場合

(2) 原状回復義務について

契約期間満了又は契約解除等により営業を終了するときは、事業者の負担により当該施設と設備を原状回復するものとします。ただし、協会と協議したものについては、この限りではありません。事業者が原状回復しないとき、又は協会が必要と認めたときは、協会は事業者に代わって原状回復を行い、これに要した費用を事業者に請求します。

9. 社会貢献等・環境への配慮に関すること

(1) 地域貢献についての提案

イベントやワークショップ開催などを含めた地域貢献活動を期待し、積極的な提案を求めます。

※提案例：食育、子育て支援、文化交流など

(2) 社会貢献についての提案

障害者雇用や障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるなどの取り組みについて提案があれば記載してください。

(3) 環境への配慮についての提案

ISO14001 の認証、KEMS(神戸環境マネジメントシステム)の認証を受けていれば記載してください。

10. 事業者経費負担(経済条件)

事業者は以下に掲げる経費を負担してください。※【添付資料⑤ 委託区域・管理運営区域図】を参照

(1) レストハウス使用料(月間) 委託区域

- ① 固定分…25 万円/月(税別)
- ② 歩合分…月間売上 300 万円超の場合、超過した額の 12%(税別)

 管理運営区域(委託区域以外)の使用料は発生しません。

(2) 臨時及びイベント時使用料 使用可能区域

- ① 2 階貴賓室・展示室使用料: 600 円/月・面積(m²)
- ② テラス・レストハウス周辺(管理運営区域外)使用料: 440 円/月・面積(m²)

(3) 保証金

使用料(固定分)の4か月分

(4) 店舗内装設備等の整備費及びそれに関する費用

(5) 飲食店運営費・維持管理費(人件費、材料費、光熱水費、修繕費等)

(6) 原状回復費用

11. 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、当該施設が神戸市の行政財産であることを認識し、事業内容に応じて適用される関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守してください。

12. 募集方法

(1) 応募資格

次の要件をすべて満たすこと。なお、契約締結後において要件を満たさないことが判明した場合は、契約を解除することがあります。

① 法人格を有すること

② 当該営業に必要な資格及び免許等を有していること

③ 現在、飲食業の営業の実績を有していること

④ 次のa～cのいずれにも該当しない者であること

a. 当該事業の契約を締結する能力を有しない

b. 破産者で復権を得ない

c. 国税又は神戸市税の未納がある

⑤ 次のa～fのいずれにも該当しない者(いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む)であること

a. 神戸市及び協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合したとき

b. 神戸市及び協会が行った競争入札又はせり売りの落札者が契約の締結を妨げたとき

c. 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき

d. 正当な理由なく神戸市又は協会との契約を履行しなかったとき

e. 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき

f. a～eの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員

と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当する者）に該当しないこと。

- ⑦ 食品衛生法に違反し行政処分を受けた後 3 年を経過している者
- ⑧ 現地説明会に参加していること。

(2) スケジュール

募集要項の配布	平成 30 年 5 月 17 日（木）午後 3 時から 平成 30 年 6 月 28 日（木）午後 5 時まで 【協会で受け取る場合】 （公財）神戸市公園緑化協会 本部 （神戸市須磨区緑台神戸総合運動公園管理センター 2 階） ※午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで配布します。 ※土曜日、日曜日、祝日は休業のため配布できません。 【インターネットによる場合】 （公財）神戸市公園緑化協会のホームページからダウンロードしてください。 ※（公財）神戸市公園緑化協会のホームページ URL : https://www.kobe-park.or.jp/
現地説明会	平成 30 年 5 月 31 日（木）又は 6 月 7 日（木）
質問書受付期間	平成 30 年 6 月 8 日（金）から 平成 30 年 6 月 15 日（金）まで
質問に対する回答期日	平成 30 年 6 月 20 日（水）（予定）
応募書類の受付	平成 30 年 6 月 20 日（水）から 平成 30 年 6 月 28 日（木）午後 5 時まで
ヒアリングの実施	平成 30 年 7 月上旬
選定結果の通知	平成 30 年 7 月中旬

(3) 応募方法

① 現地説明会への参加

開催日	平成 30 年 5 月 31 日（木）又は 6 月 7 日（木）
集合場所	須磨離宮公園レストハウス前
説明内容	募集要項、選定基準等の概要説明を行った後、現地見学をしていただきます。
参加人数	1 団体につき 3 名以内

申込方法	「現地説明会参加申込書(様式 1)」に必要事項を記入の上、 5月31日(木)開催の現地説明会へ参加の場合は平成30年5月30日(水)正午までに、6月7日(木)開催の現地説明会へ参加の場合は平成30年6月6日(水)正午までに下記事務局あてに電子メールにてお申込みください。 事務局:(公財)神戸市公園緑化協会 山本、^{かやの}榎野 E-mail:partner@kobe-park.or.jp ※件名は「【参加申込】須磨離宮公園レストハウス」と記入してください。 ※当日の開催時間については、申込書の受付後に連絡します。 ※5月31日(木)は休園日のため、入園方法につきましては開催時間と併せて連絡します。 ※6月7日(木)は臨時開園日のため、午後5時以降の開催となります。 <u>※現地説明会に参加されない場合は応募できません。</u> ※なお、本募集要項12-(1)の応募資格を満たさない法人は参加できません。 ※現地説明会でのご質問はお受けできません。
------	--

②質問書の受付と回答方法

受付期間	平成30年 6月8日(金)から平成30年 6月15日(金)まで
受付方法	「質問書(様式2)」に必要事項を記入の上、上記期間内に、電子メールにより提出してください。 事務局:(公財)神戸市公園緑化協会 山本、^{かやの}榎野 E-mail:partner@kobe-park.or.jp ※件名は「【質問】須磨離宮公園レストハウス」と記入してください。
回答方法	「質問書」を受付後、適宜、現地説明会参加者全員あてに、事務局より電子メールで回答します。 ※口頭や電話による質問、受付期間外の提出等には応じられません。 ※回答にあたり法人名は非公表とします。 ※現地説明会に参加していない法人からの質問には回答いたしません。
最終回答日時	平成30年 6月20日(水)午後5時までに行う予定です。

③応募書類の受付

受付期間	平成30年 6月20日(水)から 平成30年 6月28日(木)まで <u>※提出書類は必ず持参してください。</u> ※受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。 ※土曜日、日曜日、祝日は(公財)神戸市公園緑化協会が休業のため受付できません。 ※提出期限を経過した後は、書類の受付をいたしません。また、提出期限を経過した後の書類の変更及び追加は認めません。 ※提出された応募書類の確認結果により、応募資格を有しない者については、平成30年7月5日(木)までに文書にて通知します。
提出場所	(公財)神戸市公園緑化協会本部(神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2階)
提出方法	必ず持参してください。郵送された書類は受付をいたしません。

(4)ヒアリング

開催日時	平成30年 7月上旬 ※詳細な実施方法及び時間等については、別途ご連絡いたします。
開催場所	(公財)神戸市公園緑化協会本部(神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2階)

(5) 応募書類(一覧リスト)

	提出書類	様式	提出部数	備考
①	現地説明会参加申込書	様式 1	1 部	
②	質問書	様式 2	1 部	
③	応募申込書兼誓約書	様式 3	1 部	
④	企業等概要説明書	様式 4	10 部	
⑤	役員等名簿	様式 5	1 部	
⑥	出店企画提案書	様式 6	10 部	
⑦	収支計画書	様式 7	10 部	
⑧	応募辞退届	様式 8	1 部	
⑨	平面配置図	A3 判	10 部	
⑩	内部立面図(1階・2階)	A3 判	10 部	
⑪	イメージ図(内部)	A3 判	10 部	
	添付書類			
⑫	定款	—	2 部	写し可
⑬	印鑑証明書 (平成 30 年 4 月 1 日以降発行)	—	1 部	原本 1 通
⑭	履歴事項全部証明書 (平成 30 年 4 月 1 日以降発行)	—	1 部	原本 1 通
⑮	直近3期分の決算報告書 (損益計算書及び貸借対照表)	—	1 部	
⑯	納税証明書(直近2年間)	—	1 部	法人税、法人住民税、 消費税及び地方消費税

(6) 応募書類作成上の留意事項

- ① 応募に関する提出書類等の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ② 提出書類④⑥⑦⑨⑩⑪については、データを入力した CD-R もあわせて提出してください。データ形式は、リッチテキスト形式又はマイクロソフト社の Word 形式とし、PDF ファイルをあわせて提出してください。
- ③ 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とします。図を用いる場合等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。
- ④ 応募書類を提出する際、提出書類④⑥⑦⑨⑩⑪については、各書類1部ずつ A4 フラットファイル等にまとめ、10 組提出してください。

- ⑤ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成してください。
- ⑥ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とします。
- ⑦ 店舗等施設の整備に伴う工事は、すべて事業者の負担で行ってください。

(7) 出店企画提案書(様式 6) 作成にあたっての留意事項

- ① 本公園における良好な景観の形成に配慮してください。
- ② 管理運営区域内に設置するメニュー看板等の屋外広告物は店舗用に限定してください。(管理運営区域外の広告物については協議とします。)
- ③ 公共性やバリアフリーに配慮してください。
- ④ 多くの人を引きつける魅力的なサービスを提供してください。
- ⑤ 定期的なイベント活動の開催など、賑わいを創出する演出を行ってください。
- ⑥ 本公園主催イベントや地域の活性化のための活動に積極的に参加・協力してください。
- ⑦ 管理運営区域を含め周辺環境の美化に努めてください。
- ⑧ ごみの減量、再資源化や省エネルギーなどの環境保全に積極的に取り組んでください。

(8) 応募書類の取扱い

① 著作権の帰属

応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。ただし、委託事業者の選定結果の公表等に必要な場合には、協会は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。

② 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

③ 費用負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

④ 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに応募辞退届(様式 8)を提出してください。

⑤ 個人情報等の利用

提供を受けた個人情報・営業情報は選定の目的のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

13. 事業者の選定について

(1) 事業者の選定方法

協会内に設置した選定委員会が、企画提案書、経営状況等の応募書類及びヒアリング結果を審査し、総合評価により事業者を選定します。

審査の結果、評価基準に満たない場合は事業者を選定しないこともあります。

(2) 評価基準

評価項目	配点
事業コンセプトとの整合性	15
事業計画の妥当性	35
法人の運営実績	15
社会貢献等の提案	10
公園の活性化につながる創意工夫	25
合計	100

(3) ヒアリングの実施

書類選考を通過した応募者については、平成 30 年 7 月上旬に選定委員によるヒアリングを実施します。

(4) 選定結果の通知

平成 30 年 7 月中旬に応募者全員に文書で通知します。ただし、選定内容に関する問い合わせには一切応じられません。

(5) 選定結果の公表

平成 30 年 7 月下旬に協会ホームページ及び神戸市ホームページに選定結果を公表します。

14. 募集・選定に関する留意事項

(1) 応募書類の提出後は、記載内容の変更はできないものとします。

(2) 応募書類を提出した後に応募を取り下げる場合は、平成 30 年 7 月 5 日(木)までに、「応募辞退届」(様式 8)を電子メールにて提出してください。また、併せて原本を事務局まで郵送してください。平成 30 年 7 月 6 日(金)以降に、選定された事業者が辞退・撤退した場合、協会は賠償を求める場合があります。

(3) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は事業者の決定を取り消すことがあります。この場合、協会は一切の補償・損害賠償をいたしません。

- ① 今回の応募について、不正な利益を得るために連合した場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 内容の異なる複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- ④ 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと協会が判断した場合

(4) 選定にあたり、協会から必要に応じて問い合わせを行うことがあります。

15. 営業開始予定

平成 30 年 11 月(予定)

16. 契約書等の締結等

事業者は、出店後の店舗運営等に関して、本要項及び提案内容に基づく覚書・契約書・管理規約等を締結していただくことになります。

17. 問合せ先(事務局)

〒654-0163 神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2 階

公益財団法人 神戸市公園緑化協会

担当 山本・^{かや}榎野

電話 078-795-5100 FAX 078-795-5544

E-mail: partner@kobe-park.or.jp



【添付資料】

- ①応募書類(様式 1～8)
- ②現況写真
- ③公園平面図
- ④園内マップ
- ⑤委託区域・管理運営区域図
- ⑥平面図
- ⑦立面図
- ⑧断面図
- ⑨工事区分表
- ⑩その他須磨離宮公園詳細データ